

テイクアウトやデリバリーに必要な経費を御嵩町が補助していただけます

1. 町内の飲食店がテイクアウトを始める際の経費を補助

★1 店舗当たり7万円を上限とし、限度額（7万円）に達するまで複数回申請が可能です

【対象とする経費】

容器や箸などの消耗品の購入、テイクアウト用のチラシの作成、新聞折込掲載、のぼり旗作成など

- 令和2年2月18日以降に発生した経費が対象
- テイクアウト事業に新規参入する事業者のほか、店舗閉鎖や休業などの影響を受け実施した事業者

- 補助対象者 御嵩町内で営業しており、産業分類が「飲食店」で、食品衛生法の「営業許可」をとっている事業者
- 申請期間 令和2年5月7日（木）～12月28日（月）
- 申請場所 御嵩町役場 まちづくり課
TEL (0574) 67-2111
- 必要書類
 - 補助金交付申請書（役場まちづくり課にあります）
 - 領収書の写し（2月18日以降のもの）
 - 営業許可証の写し
 - テイクアウトを実施していることが確認できる書類（チラシ、メニュー、ホームページの画面印刷 など）
 - 申請者の住民票（個人事業主）
※法人の場合は法人登記に係る全部事項証明の写し



2. 町ホームページの広告掲載が無料です

★新型コロナウイルス感染症が収束するまでの期間、町のホームページにてテイクアウトメニューなどを掲載していただけます。
データやチラシを役場まちづくり課か商工会までお持ちください。

【お問い合わせ】 御嵩町役場 まちづくり課 TEL (0574) 67-2111